

徳島県告示第二百三号

文化財の保護に関する条例（昭和三十二年徳島県条例第二十三号）第八条第一項の規定により、次に掲げるものを徳島県指定有形文化財に指定する。

令和六年四月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者
有形文化財 （彫刻）	木造虚空蔵菩薩坐像	一軀	名西郡神山町下分 字地中三二八	宗教法入焼山寺 代表役員 笠井 法真